

ため池サポートセンター事業実施要綱

令和7年3月10日付け 農整第1268号

第1 総則

岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け農計第24号農政部長通知）別表第1の表1団体営土地改良事業の17の項に掲げる事業（ため池サポートセンター事業）（以下「本事業」という。）の実施に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日付け岐阜県規則第8号）、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱及び岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領（平成18年4月1日付け農整第40号農政部長通知）によるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 趣旨

- 1 近年、台風等の豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが増加している。県内には約2200池のため池が存在し、その中で下流に人家等があり、ため池が決壊すると人的被害が生じる恐れのある防災重点農業用ため池が約1300池存在する。こうしたため池は管理体制が脆弱で市町村管理にも限界があることなどから、早急に管理保全体制の強化を図る必要が生じている。
- 2 このため、防災重点農業用ため池の管理状況の把握やため池の保全体制を強化するための活動について、支援していくものである。

第3 事業内容

防災重点農業用ため池において実施する、次の活動とする。

- (1) 地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の醸成に必要な監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等
- (2) ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全体制に資する活動
- (3) その他知事が必要と認めるもの

第4 対象事業及び補助率

上記活動に係る経費のうち国庫補助相当分を補助する。

第5 事業主体等

- 1 本事業は、岐阜県土地改良事業団体連合会が行うものとする。
- 2 県は、本事業の事業主体に対し、情報の提供及び助言等を積極的に行うものとする。

第6 事業計画書等の提出

- 1 本事業を実施しようとするときは、事業実施申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。この場合においては、国庫補助事業の実施要件により必要な場合は、当該申請書に追加資料を添付する。
- 2 知事は、前項の申請があった場合、その申請に係る計画の内容を審査し、岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領第2の事務を進めるものとする。

第7 事業計画の変更

事業主体は、次のいずれかに該当する事業計画の変更がある場合は、その都度、知事に諮るものとする。

- 1 事業計画の著しい変更
- 2 事業費の30パーセント以上の増減

第8 事業結果の報告等

事業者は、本事業が終了したときは、事業実績書（様式第2号又は様式第3号）を知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。